		2-(N,N-エトキシカルボニルフェニルアミノ)-3-メトキシ-4-(N-メチル-N-シクロヘキシルアミノ)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛（濃度が63質量%以上92質量%以下のものに限る。）	2-(N,N-ETHOXYCARBONYLPHENYL AMINO)-3-METHOXY-4-(N-METHYL-N-CYCLOHEXYLAMINO)-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (63%-92%)	OP7	+40℃	+45℃	
		2-(N,N-エトキシカルボニルフェニルアミノ)-3-メトキシ-4-(N-メチル-N-シクロヘキシルアミノ)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛（濃度が62質量%のものに限る。）	2-(N,N-ETHOXYCARBONYLPHENYL AMINO)-3-METHOXY-4-(N-METHYL-N-CYCLOHEXYLAMINO)-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (62%)	OP7	+35℃	+40℃	
		N-ホルミル-2-(ニトロメチレン)-1,3-パーヒドロチアジン（濃度が100質量%のものに限る。）	N-FORMYL-2-(NITROMETHYLENE)-1,3-PERHYDROTHIAZINE (100%)	OP7	+45℃	+50℃	
		2-(2-ヒドロキシエトキシ)-1-(ピロリジン-1-イル)ベンゼン-4-ジアゾニウム塩化亜鉛（濃度が100質量%のものに限る。）	2-(2-HYDROXYETHOXY)-1-(PYRROLIDIN-1-YL)-BENZENE-4-DIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7	+45℃	+50℃	
		3-(2-ヒドロキシエトキシ)-4-(ピロリジン-1-イル)ベンゼンジアゾニウム塩化亜鉛（濃度が100質量%のものに限る。）	3-(2-HYDROXYETHOXY)-4-(PYRROLIDIN-1-YL)-BENZENEDIAZONIUM ZINC CHLORIDE (100%)	OP7	+40℃	+45℃	
		2-(N,N-メチルアミノエチルカルボニル)-4-(3,4-ジメチルフェニルスルホニル)-ベンゼンジアゾニウム（濃度が96質量%のものに限る。）	2-(N,N-METHYLAMINOETHYLCARBONYL)-4-(3,4-DIMETHYLPHENYLSULPHONYL)-BENZENEDIAZONIUM HYDROGEN SULPHATE (96%)	OP7	+45℃	+50℃	
		4-ニトロソフェノール（濃度が100質量%のものに限る。）	4-NITROSOPHENOL (100%)	OP7	+35℃	+40℃	
		その他の化学名		x			
3237	自己反応性物質E（液体）（温度管理が必要なもの）	ジエチレングリコールビス(アリルカーボネート)とジイソプロピルパーオキシジカーボネートの混合物（ジエチレングリコールビス(アリルカーボネート)の濃度が88質量%以上であってジイソプロピルパーオキシジカーボネートの濃度が12質量%以下のものに限る。）	DIETHYLENEGLYCOL BIS(ALLYL CARBONATE) + DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE (DIETHYLENEGLYCOL BIS(ALLYL CARBONATE) ≧88%+ DI-ISOPROPYL PEROXYDICARBONATE ≦12%)	OP8	-10℃	0℃	
		その他の化学名		x			
3238	自己反応性物質E（固体）（温度管理が必要なもの）	その他の化学名		x			
3239	自己反応性物質F（液体）（温度管理が必要なもの）	その他の化学名		x			
3240	自己反応性物質F（固体）（温度管理が必要なもの）	その他の化学名		x			

注 1　化学名の欄中「その他の化学名」のタイプ（品名の欄に掲げる英文字をいう。以下同じ。）は、備考2(4)(ⅱ)の判定基準により決定するものとする。

2　管理温度の欄に「注2」が掲げられている場合の管理温度は、自己加速分解温度（物質が自己加速分解を起こす最低温度をいう。以下同じ。）の区分に応じて、次の(1)から(3)までに定める温度とする。

(1)　自己加速分解温度が20℃以下のもの　　自己加速分解温度から20℃を減じた温度

(2)　自己加速分解温度が20℃を超え35℃以下のもの　自己加速分解温度から15℃を減じた温度

(3)　自己加速分解温度が35℃を超えるもの　　自己加速分解温度から10℃を減じた温度

3　非常温度の欄に「注3」が掲げられている場合の非常温度は、自己加速分解温度に応じ、次に定める温度とする。

(1)　自己加速分解温度が35℃以下のもの　　自己加速分解温度から10℃を減じた温度

(2)　自己加速分解温度が35℃を超えるもの　　自己加速分解温度から5℃を減じた温度

4　備考の欄に掲げる数字の意義は、次に定めるとおりとする。

(1)　備考2(4)(ⅱ)の判定基準において、タイプがBであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。

(2)　当該危険物を収納する小型容器には、副次危険性等級1を示す副標札を付すこと。

(3)　備考2(4)(ⅱ)の判定基準において、タイプがCであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。

(4)　備考2(4)(ⅱ)の判定基準において、タイプがCであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。

(5)　備考2(4)(ⅱ)の判定基準において、タイプがDであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。

(6)　備考2(4)(ⅱ)の判定基準において、タイプがDであると判定されたアゾジカーボンアミド組成物に限る。

(7)　沸点が150℃以下であって当該危険物と反応を起こさない希釈剤を含むものに限る。

(8)　備考2(4)(ⅱ)に規定するタイプを判定する試験を実施するために運送される自己反応性物質に限る。

(9)　2-ジアゾ-1-ナフトール-4-スルホン酸エステルと2-ジアゾ-1-ナフトール-5-スルホン酸エステルの混合物であって、備考2(4)(ⅱ)の判定基準において、タイプがDであると判定されたものに限る。

(3)　品名の欄中「備考1(3)の表に掲げられたもの」は、次の表の化学名の欄に掲げる有機過酸化物とする。

国連番号	品名	化学名		収納方法	管理温度	非常温度	備考
		日本語名	英語名				
3101	有機過酸化物B（液体）	ターシャリーブチルパーオキシアセテート（濃度が52質量%を超え77質量%以下のものであって、23質量%以上の希釈剤Aを含むものに限る。）	tert-BUTYL PEROXYACETATE (>52-77%, Diluent type A≧23%)	OP5			(3)
		1,1-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)シクロヘキサン（濃度が80質量%を超えるものに限る。）	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)CYCLOHEXANE (>80-100%)	OP5			(3)
		1,1-ジ(ターシャリーブチルパーオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン（濃度が90質量%を超えるものに限る。）	1,1-DI-(tert-BUTYLPEROXY)-3,3,5-TRIMETHYLCYCLOHEXANE (>90-100%)	OP5			(3)